

管理権原者

消防法上の管理について権原を有する者（**管理権原者**）とは、防火対象物について正当な管理権を有し、当該防火対象物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者をいいます。管理権原者は**防火管理の最終責任者**であり、次のような**責務**があります。

【管理権原者の責務】（消防法第8条一部抜粋）

- ①防火管理者を選任又は解任し、遅滞なく所轄の消防署長に届け出ること
- ②防火管理者に「防火管理に係る消防計画」を作成させ、防火管理業務が法令の規定及び「防火管理に係る消防計画」に従って適正に行われるよう指示、監督すること

【管理権原者の例】

- ・建物の所有者（所有者が法人の場合は、法人の代表取締役など）
- ・テナントの賃借人（法人で賃借している場合は、法人の代表取締役など）
- ・マンション管理組合の理事長

【管理権原の範囲の例】

貸しビルなどで、その所有、管理、占有、契約状況から所有者が実質的な影響力を有していない部分（テナント部分）は、管理体系上正当な管理権を有する賃借人がその部分の管理権原者となります。（下図参照）



赤枠囲み部分

所有者等の管理権原の範囲（防火対象物全体にわたる防火管理）

各テナント部分

各テナントの管理権原の範囲（自己占有部分の防火管理）

図：管理権原の範囲の例